

介護老人施設三光園 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人三光会が開設する介護老人保健施設三光園（以下「当施設」という。）が実施する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、要介護状態（介護予防訪問リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう努める。

3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1） 施設名 介護老人保健施設三光園
- （2） 開設年月日 平成8年6月5日
- （3） 所在地 大分県中津市大字永添919番地
- （4） 電話番号 0979-26-0266 FAX 番号0979-24-8660
- （5） 介護保険指定番号 介護老人保健施設三光園（4450380011号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりとする。

- （1） 管理者 1人
- （2） 医師 1人以上（介護老人保健施設医師）
- （3） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所における職員の管理、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険等に規定される訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士は、利用者に交付した訪問リハビリテーション実施計画書（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚法等により、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 年末年始（12月30日から1月3日）及び国民の祝日（振替休日を含む）を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時から午後5時までを営業時間とする。

(事業の内容)

第8条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、（介護予防にあつては介護予防に資するよう）医師、理学療法士、作業療法士・言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法・言語聴覚法その他必要なリハビリテーションを行う。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額の介護保険負担割合証に記載する利用者負担の割合の額とする。

(通常の事業実施地域)

第10条 通常の実施地域は中津市内とする。

(交通費)

第11条 事業に要する交通費は以下のとおりとする。

- (1) 旧中津市（平成17年3月1日の合併前の市内）は無料とする。
- (2) 上記以外の市内は片道1kmにつき10円を徴収する。

(職員の服務規律)

第12条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (2) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第13条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第14条 職員の就業に関する事項は、別に定める介護老人保健施設三光園の就業規則による。

(職員の健康管理)

第15条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第16条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情処理に関する事項)

第17条 事業者は、提供した訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険連合会が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告書の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市担当窓口、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 当事業所は、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(身体拘束等の適正化の推進)

第19条 当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。

- 2 身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第20条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他従業者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じる。

(記録の整備)

第21条 事業者は、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）計画
- (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第22条 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

- 2 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人三光会理事会において定めるものとする。
- 3 ハラスメント対策、業務継続計画の策定、感染対策、事故防止・発生時の対応、高齢者虐待防止の推進、身体拘束適正化の推進について別紙参照とする。

付 則

この運営規程は、令和6年10月16日より施行する。